

会 議 録

|              |   |                      |   |          |    |
|--------------|---|----------------------|---|----------|----|
| 会議の名称        | 平成29年度第1回東村山市緑化審議会  |                      |   |          |    |
| 開催日時         | 平成29年10月11日(水) 午前9時30分から正午  |                      |   |          |    |
| 開催場所         | 東村山市役所本庁舎5階501会議室   |                      |   |          |    |
| 出席者<br>及び欠席者 | <p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・丸山宙職務代理・蜂屋健次委員・石橋光明委員・渡辺みのる委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・久野稔晃委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 渡部尚市長・粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・有山みどり公園課長・朝岡みどり公園係長・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者：長谷川大地委員</p>     |                      |   |          |    |
| 傍聴の可否        | 可   | 傍聴不可<br>の場合は<br>その理由 | / | 傍聴者<br>数 | 0名 |
| 会議次第         | <p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 市長挨拶</p> <p>4 会長選出・職務代理選出</p> <p>5 会長挨拶・職務代理挨拶</p> <p>6 議事</p> <p>(1) 審議会・会議録の公開等について</p> <p>(2) 環境審議会委員の選出について</p> <p>(3) 視察(清瀬市下清戸道東特別緑地保全地区)</p> <p>(4) その他</p> <p>7 閉会</p> |                      |   |          |    |
| 問い合わせ先       | <p>まちづくり部みどり公園課みどりの係</p> <p>担当者名 朝岡、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>  |                      |   |          |    |
| 会 議 経 過      |   |                      |   |          |    |

1 有山みどりと公園課長より開会の挨拶

2 渡部市長より委嘱状の交付

3 渡部市長より挨拶

4 会長選出・職務代理選出

互選により、会長は、東京農工大学名誉教授の福嶋司氏、会長指名により、職務代理に、東村山緑化組合長の丸山宙氏に決定。

5 会長挨拶・職務代理挨拶

6 議事

○事務局

まず初めに、資料3につきまして皆様にお諮りさせて頂きたいと思っております。

東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針につきましては、東村山市の情報公開条例に基づきまして、市政の透明性、公平性を目的に会議の公開について定めております。この審議会につきましても、この指針に従いまして公開という手続きを進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(全委員賛同)

次に資料4 東村山市緑化審議会の傍聴に関する定め(案)につきまして皆様にお諮りさせていただきます。

傍聴者の定員につきましては、会議室等のキャパシティを勘案し10人以内とし、会長が認める場合には、この場合限りでない。という表現にさせて頂いております。また、従前は、傍聴を希望される方には、住所と氏名をご記入して頂いておりましたが、現在は住所・氏名を求めなくても良いという案が出ております。

緑化審議会については、その後にお問い合わせを頂く事もあるかと思っておりますので、事務局案として、傍聴希望の方の住所の要件を無くし、お名前のみご記名頂く形で今回この傍聴に関する定め案を作成させて頂きました。ご意見等よろしくお願い致します。

○会長

それでは提案がございました「傍聴に関する定め案」ですが、これについていかがでしょうか。

やはり公開するっていうことが、一番重要な所ですので、住所が分かっているからどうこういう話ではないと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(全委員賛同)

それでは、事務局案で進めましょう。

○事務局

ありがとうございます。会議録の公開につきましては、従前より要約で作成して頂き市のホームページ等で公開させて頂いてきました。

その内容につきましては、委員全員にその内容全てをご確認頂いて公開させて頂く場合と、事務局と会長に一任し作成させて頂き、その後何かあればまたご意見を頂くという形で進めさせて頂く場合とがありますが、これまで同様、会長にご一任頂き、会議録を作成させて頂く方法をとらせて頂ければと思いますが、この点につきましては、いかがでしょうか。

(全委員賛同)

それでは、従前どおりその形で進めさせて頂きます。

なお、会議録につきまして、会長は会長という形で標記させて頂き、それ以外の皆様は委員という標記で記載させていただきたいと考えております。

続きまして、緑化審議会より「東村山市環境を守り育む基本条例第19条」に基づきまして、環境審議会委員を選出させて頂いております。前期は公募委員より久野委員に環境審議会委員をお勤めして頂きましたが、今期につきまして改めてご選出頂くという形になりますので、よろしくお願い致します。

○会長

いかがでしょうか。

○委員

久野氏にお願いできればと思います。

○会長

そうですね。前回で内容もよくご存知ですし、出来れば久野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員賛同)

○事務局

ありがとうございます。よろしくお願い致します。

次に今年度の審議事項についてご説明させて頂きたいと思います。

今年度の審議会のスケジュールにつきましては、今回を含め3回を予定させて頂いております。概ね、第2回を12月、第3回を1月下旬～2月上旬で開催したいと考えております。なお、開催時間につきましては、平日の日中の時間帯で設定をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に今年度の緑化審議会にて皆様にご審議頂くテーマ内容につきまして、ご説明させて頂きます。

これまで公共の緑の植生管理のあり方の諮問に始まり、皆様に現地視察を重ねて頂き答申として提言いたしました。そしてその答申を元に、公共の緑をどう管理していくか、その維持管理の指針として、平成28年3月に「公共の緑の植生管理のガイドライン」を策定させて頂きました。また、これまで緑地保全のための基金はありましたが、今後、樹木の更新や緑地の面的整備等には多額の経費が必要になることが予想されることから、新たに緑地管理に特化した、緑の管理基金を平成28年度末に基金を設置することが出来ました。これは、この緑化審議会の皆様の議論を経たことで実現でき感謝している所です。

逆に今後どの様に進めていくかというのが所が、私達の大きな課題であり、責任も強く感じています。

冒頭市長の挨拶にもありましたが、「公共の緑」につきましては、このガイドラインを含め維持管理の「質」の向上を図っていくという所で、樹木調査の中で明らかになった、枯損木や樹勢の悪い樹木を伐採・剪定するなど、第1歩を歩み始めたという所です。

今後、市が管理する緑をより良くすることで、個人がお持ちの緑についても、より良いものにしていこうという事に波及していく事も1つの目標として考えております。そういった中で、この市内の貴重な緑を次世代に継承、緑の立地・構成・樹種それぞれに応じた植生管理を行う為の指針として、ガイドラインを作成しておりますので、市が管理する緑から量的保全だけでなく、質的向上を目指した所を進めているという所です。

一方で、市内の貴重な緑の一つである個人が所有する緑地保護区域につきましては、緑化審議会で毎年管理状況をご報告させて頂いておりますが、個人の努力によって保全されてきていることへの敬意を表していただいている反面、管理状況において課題が生じている箇所があるというご指摘を頂いている事も十分認識しております。

この様な事を踏まえ、市が管理する緑の植生管理が、個人が所有する緑の管理の参考となり、市内全体の緑の資的向上に繋がるよう、平成29年度の緑化審議会において、「緑地」主に「雑木林」の植生管理の事例研究を行って頂きたいと考えております。

緑地の現地視察を行うと共に、都市計画緑地として公有地化を進めております「せせらぎの郷多摩湖緑地」を対象地として、今年度は倒木等危険木の数ある中から、どこから取り組んでいくのが効果的なのか、樹木の剪定や、今後必要となる萌芽更新等の面的整備の進め方等について、是非、委員の皆様と共に調査・研究を行い、この取組を進めることによって、市内の緑の豊かな自然の創造へ繋げていきたいと考えております。

そういった事を含めまして、1度ご覧になられている方もおりますが、本日は、清瀬市の「下清戸道東特別緑地保全地域」という萌芽更新を進めている緑地をご覧頂いて、その経年変化を見て頂いた上で、第2回の審議会で、実際に多摩湖緑地を視察し、先程申し上

げました危険木の除去や樹木の剪定等、今後の面的整備のイメージを皆さんの中でご議論頂き、事例研究を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○会長

今ご説明頂きましたが、今日これから現地を見ることとなりますが、伐採から4年経つと相当樹木が大きくなります。ですから上手な木の伐採方法、それから新しく植えるものも含めて維持管理していきますと、確実に雑木林の更新が出来る。そういった事例でもあると思います。

現地には清瀬市の職員はいらっしゃるのですか。

○事務局

はい。担当係長に現地でご説明頂けることになっております。

○委員

前回視察したのはいつでしたか。

○事務局

一昨年です。

○会長

今後、個人所有の緑をどうしていったらいいのか、市の緑というスケールで考えたら、大変重要なことだと思います。市と審議会で取り組み、その在り方を考えていきたいです。特に緑がどんどん減っていく問題には、税制の問題とかも絡んできますので、なかなか難しい部分があると思うのですが、なんとかそれも打開していかないといけないと思います。その辺も考えて、いい方法をまとめていければと思います。

○事務局

ありがとうございます。このあと清瀬市に向かいたいと思います。11時半頃戻ってきまして、現地を見た後のご意見等をお伺いし、本日12時に終了という形で進めていきたいと思っております。

(清瀬市清戸道東特別緑地保全地区の現地視察)

○事務局

皆様お疲れ様でした。本日は、萌芽更新した所がどんな感じになるのかを皆さんにイメージを持って頂くという所でご覧いただきました。第2回の審議会では、多摩湖緑地を視察して頂こうという風に考えておりますので、本日視察した萌芽更新のイメージを持って多摩湖緑地の事例研究をして頂きたいと思っております。

それでは、視察のふりかえりをお願いいたします。

○会長

今日視察した所は、雑木林でも平坦地のタイプですが、次回視察するところは、斜面のタイプです。ですから、管理の仕方も変わってくると思います。今日ご覧いただいた所は5年であれ位の大きさになるっていう所を見て頂きたかったのですが、5年経つとあの位になるので、管理の仕方によっては森が一瞬は無りますが、すぐに緑の塊は出来てくる。そういう風な事も一つだと思います。すぐ背後に手を入れる前の林がありましたけれども、ああいう形の林が生えているのも一つのタイプだと思うんですね。あの大きな木の林を残すっていうのも、あってもいいのかもしれない。

つまり、本数をコントロールしながら、下は手を入れていくような、そういう形の所があってもいいと思うんですね。それから、次回見る多摩湖緑地の斜面のように、手を入れない方が土砂崩れが起きなくていいんじゃないかという所もあります。どこをどう管理していくのかというものを、次回見たいと思います。

今日の所でなんか感想あるいは、疑問点なんか無いでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

今回は違うタイプの緑地を視察するという事ですので、よろしく願いいたします。

○委員

所管の方にも共有して頂きたいんですが、冒頭に市長も言いましたが、緑地保護区域の件につきまして、私は前回、前々回から、税制面で緑地保護区域の在り方というのを、この審議会でも申してきました。今日は次第にも入ってなかったんで、この緑地保護区域について残り2回の中でどこまでこの会で、話が進められるのか。今日話をしておかないと、第2回、第3回にも影響すると思ったので、一言として言わせて頂ければなと思います。

1つは年々緑を守るという観点から、緑地保護区域も市内半分近くまで減ってきて、この後5年10年でさらに減るのではないかという懸念があります。次回、皆さんと視察に行く多摩湖緑地ですが、これは市の絶大なる好意によって税金を投入して緑地を残す公有地化ですが、公有地にするという事で確保は出来ていますが、その他の緑地保護区域の在り方というのを今一度早急に見直すべきではないかと思います。私が知る限り、ちゃんと緑として地権者の協力を得て管理されている所と、税金は払わずに管理をしないで荒れ果てている所と、色んなケースがあります。そんな中で、この緑化審がどのように働きかけをかけていくのか。市民の方も、あの場所は緑地保護区域の看板がついているという事で、公有地化になっているという誤解を招いている所があります。民地で、無税で緑を守るという観点から、この場所が残っているっていうのを知らない市民の方も多いです。そ

の辺の周知も含めると、地権者の方の意識をどういう風に高めていくのかというのが所管だけでなく、この緑化審の働きかけによって改善していくべきじゃないのかなと思っています。私は委員3期目ですが、何とか今期で改善していったほしいなと思っています。もう少し良い意味で厳しく、共存するにはもう少し厳しいルール、あるいは厳しい指摘もしていくべきではないかなと思いますので、2回目以降なんとか、少しでも前進するように取り組んで頂けたらと思います。以上です。

○会長

はい。そういう要望があるという事ですね。事務局としてどういう風に対応するかを少し検討して頂ければいいですね。

緑地保護地域が市内のどこにあるのかということも全員で場所を共有するのも必要かもしれないですね。

○委員

よろしいですか。

まさにそれも含めてなんですけど、たまたま戻ってくる時の車の中で雑談としてお話ししましたが、その過去の経緯っていうのが私はわかりません。表面的に閲覧可能な資料で見るとは出来ますけれども、ボタンの掛け違いが元に戻らないという事が含まれていた場合に、ここでいくら話し合っても分からない所は分からないと思います。そこをこの会議の中でそこまでを協議するのであれば、協議前に資料が必要だと思うんです。情報の共有という部分で、なぜそういう事になっているのかという事を、出来るだけ予想ではなく客観的に、いつそれを法制化したのかという所からの資料が必要になるのかと思うんですよ。もしかすると、それを踏まえて我々が協議すべきことなのか、課税課が協議すべきことなのかという問題が含まれる気がするんです。特別なその部分がもし協議することがご希望だとすると、資料がまず足りないと思います。

それが理解できていないと私は納得いく結論が導けない気がするんです。それを誰が用意するのかという問題もあります。

○委員

用意できますか。

○事務局

先程のご提案がございましたけれども、これまで毎年、緑地保護区域における管理状況のご報告をさせて頂きました。緑地保護区域と一言で言いますが、先程会長からお話がありました、平坦地のもの・斜面地のもの・周りの環境それぞれによって違いますので、どんな基準を持って適正な管理とするのかという所が、やはりある一定の基準が必要

だろうという事が、これまでもお話の中にありました。

緑地保護区域というのは、その緑地を末永く保全をして頂くという目的の元に、固定資産税の減免という形で支援させて頂いております。指定期間が10年という括りがある中で、長年所有者のご努力の中で、保全をされて残されているという経過もあります。やはり今ご指摘頂いたように、なかなかその管理が思うようにいかない部分もあります。元々畑だった所が宅地化され、新たに課題が生じてきている所など色々あります。そういった中で減免の是非を問う前に、管理の状況がどうあるものが適正なのかという所を、皆様と議論頂ければという所で今年度は、事例研究という形を設定させて頂いたところです。

先程お話がありましたように、この緑の保護と育成に関する条例というのは、昭和49年に制定され、条例の中でも比較的古い条例に入ります。そういった所の経過につきましては、次回の所で緑地保護区域の経過とか、当時どういった形で減免という形で議論されているのか、緑地保全基金条例が当時出来たものもありますので、そういった事については次回資料としてお示しさせて頂ければと思いますが、今頂いたように、税制そのものの議論には踏み込まないと所管としては考えています。

○会長

はい。ありがとうございます。次回その辺の話が出てくると思います。またその時に議論したいと思います。他にありますか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回東村山市緑化審議会を閉会いたします。

7 閉会